

4 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

神 議 第 9 号
平成21年4月30日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県議会議長
榎本 与助

議会在保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※ 労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会も同様に諮問しています。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	類型	※案件番号	7
所管室課所名	議会局各課			
主管室課名	議会局総務課			
事務の名称	インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務			
事務の目的	県行政と県民とのパートナーシップに基づき、県民、研究機関、ボランティア団体、企業等が行う各種社会活動、学習活動、研究活動等と連携し、これを支援するため			
オンライン結合の内容	インターネット等を活用して県民等に行政情報を提供するに際して、各種活動を行う県民など特定個人に関する情報の提供が伴う			
対象となる個人の類型	学習指導者、ボランティア、人材バンク登録者等			
提供する個人情報の項目名	氏名、住所、連絡先、電話番号、活動内容、研究内容等			
提供の相手先	県民等（インターネット等参加者及び利用者）			

神奈川県議会
議長 国 吉 一 夫 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成21年4月30日付け神議第9号をもって諮問のありました「インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案については、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により県民へ各種行政情報を提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであるため、これらの取扱いを個別の事務又は事業として捉えることは適切ではなく、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、当審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、当審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

インターネット等を活用して実施機関が保有する個人情報を随時に提供するシステムについては、これを利用するインターネット等の加入者又は利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが物理的に不可能であるため、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査する仕組みとするとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が、県民への行政情報の提供であること。
- (2) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択できること。
- (3) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (4) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

(2) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 1 0 号

平成21年7月1日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	19
所管室課所名	市町村課			
主管室課名	市町村課			
事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステム運営事務			
事務の目的	住民基本台帳に係る事務を実施する際の住民の利便の増進や行政の合理化を促進させるため。			
オンライン結合の内容	住民基本台帳法第30条の7第4項各号に掲げられた事務に係る住所等の確認作業のため、県が管理する電子計算機と当該事務を行う市町村が管理する電子計算機を住民基本台帳ネットワークにより結合させ、当該事務に係る本人確認情報を、当該事務を行う市町村に提供する。			
対象となる個人の類型	次の各事務において、住所等の確認を必要とする県民 1 別表第2に掲げられた事務（住民基本台帳法第30条の7第4項第1号） 2 本人確認情報の提供に係る条例に掲げられた事務（住民基本台帳法第30条の7第4項第2号） 3 住民基本台帳に関する事務（住民票の写しの広域交付・転入転出時の特例処理の事務等）（住民基本台帳法第30条の7第4項第3号）			
提供する個人情報項目名	氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報			
提供の相手先	県内市町村			

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見について
(答申)

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成21年7月1日付け情
公第10号をもって諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステム運営事務」に
係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当な
ものと認めましたので答申します。

(3) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

情 公 第 1 7 号

平成21年9月2日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	57
所管室課所名	子ども家庭課				
主管室課名	子ども家庭課				
事務の名称	DV事例に係る子育て応援特別手当関係事務				
事務の根拠法令等	「子育て応援特別手当（平成21年度版）の実施について」 （雇児発0804第3号 平成21年8月4日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）				
事務の目的	<p>子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給は、平成21年4月10日に「経済危機対策」に関する政府・与党会議及び経済対策関係閣僚会議合同会議においてまとめられた「経済危機対策」に基づき、現下の厳しい財政事情に鑑み、幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成21年度に限り実施するものである。具体的には、支給対象となる子の属する世帯の世帯主に、当該世帯主が記録された住民基本台帳を持つ市区町村が支給するものである。</p> <p>しかしながら、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）を受けた者（以下「被害者」という。）については、諸事情により実際の居住地に住民票を移すことができない場合もあることから、世帯主ではなく、被害者が支給先となるよう、事前に当該手当の支給先を被害者に変更する処理（以下「支給対象者補正処理」という。）が必要である。</p> <p>そこで、支給対象者補正処理に必要な情報を関係市町村等から収集し、さらに関係市町村等へ提供する。</p>				
対象となる個人の類型	DVを行う者、世帯主				
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票上の世帯人数、DVの状況、支給対象者補正処理の結果				
本人以外から収集する場合の収集先	<p>被害者から当該手当の事前申請書が提出された県内市町村</p> <p>支給対象となる子が記録された住民基本台帳を持つ県内市町村</p> <p>支給対象となる子が記録された住民基本台帳を持つ市区町村を管轄する都道府県</p> <p>被害者から当該手当の事前申請書が提出された市区町村を管轄する都道府県</p>				
理由（本人以外から収集する必要性等）	<p>理由（本人以外から収集する必要性等）</p> <p>○ 子育て応援特別手当は世帯主に支給されることから、本来、当該手当が支給されるべき被害者に支給されない可能性がある。そこで、事前申請により、DVの事実を確認した上で支給対象補正処理を行う必要がある。そのためには、DVを行う者等の個人情報を関係市町村等から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ DVを行う者が被害者の居住地等を把握する機会を減らすには、関係市区町村の間で直接情報提供・収集を行うのではなく、都道府県がその間に入り仲介することにより、DVを行う者等が居住する市区町村が、被害者の居住地等を把握することのないようにする必要がある。そのためには、DVを行う者等の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ DVを行う者等と被害者が同じ都道府県に住んでいるとは限らない。そこで、適正・迅速に被害者に当該手当を支給するには、本事務のような全国的に統一された事務処理の実施が必要であり、逆に、本県が本事務を実施しないと、他の都道府県等が本事務を実施しても実効性がなく、さらに被害者の救済を困難にしてしまうおそれもある。</p>				
条例第8条第5項の規定による本人通知	<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>○ 関係市町村等から本人外収集した事実を、本人であるDVを行う者等に通知すると、被害者が知らせたくないと考えられる被害者の居住地等が推測されるおそれがあり、また、支給対象者補正処理を妨害するなど円滑な事務の実施を困難にするおそれもある（審議会意見類型2に該当）。また、被害者の居住地等を推測されるおそれがないなど、関係市町村等が県から収集した事実を本人に知らせることができる場合は、それを知らせることで、県が収集した事実も明らかとなり、個別に通知することは現実的ではない（審議会意見類型4に該当）。</p> <p>○ 支給対象者補正処理の結果を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより当該処理を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない（諮問対象）。</p>				

個情審議第306号
平成21年9月10日

神奈川県知事
松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項の規定に基づき、平成21年9月2日付け情公第17号をもって諮問のありました「DV事例に係る子育て応援特別手当関係事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(4) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 2 2 号

平成21年11月5日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	20
所管室課所名	医療課			
主管室課名	医療課			
事務の名称	「神奈川県救急医療情報システム」における画像転送機能運営事務			
事務の目的	救急搬送その他の必要に応じて行われる医療機関への搬送の際に、その対象となる傷病者の画像情報等を、県内消防機関や県内医療機関と共有することにより、適切な医療機関への搬送や病院前救護の充実に図り、もって県民の身体・生命を守ることを目的とする。			
オンライン結合の内容	医療課が管理する当該システムのサーバと県内消防機関又は県内医療機関が管理する端末機を、インターネット上の暗号化された通信経路を用いて結合し、当該サーバに保存されている傷病者の身体・心電図波形の画像情報等（本事務に伴いあらかじめ県内消防機関又は県内医療機関から必要に応じて提供されたもの）を、あらかじめ閲覧を許可した県内消防機関及び県内医療機関に対して提供する。			
対象となる個人の類型	医療機関への搬送の対象となる傷病者 画像情報等の参照権限が付与されている医師 当該傷病者の搬送に関わる救急隊員・医療従事者（以下「救急隊員等」という。）			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> 当該傷病者の画像情報（顔写真、全身写真、心電図波形その他の特定の個人が識別され又は識別され得るものの静止画又は動画）、年齢、性別、症状（症状に至る原因・要因・経過等を含む） 当該医師の氏名、ユーザーID、所属機関に係る情報、所属セクションに係る情報、連絡先に係る情報（電話・メールアドレス）、パスワード（仮パスワードを含む）の発行に係る情報、参照権限に係る情報 当該救急隊員等の画像情報（顔写真、全身写真その他の特定の個人が識別され又は識別され得るものの静止画又は動画） 			
提供の相手先	あらかじめ閲覧を許可した県内消防機関又は県内医療機関			

平成21年11月12日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見について

(答申)

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成21年11月5日付け情公第22号をもって諮問のありました『神奈川県救急医療情報システム』における画像転送機能運営事務に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものとして認めましたので答申します。

(5) 条例第9条の規定に基づく目的外提供の制限

情 公 第 2 7 号

平成21年12月21日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第9条の規定に基づく目的外提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項ただし書の規定に基づき、別添事案に係る目的外提供及び本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※ 議会を除く12実施機関も同様に諮問しています。

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	類型	※案件番号	32
所管室課所名	各室課所			
主管室課名	情報公開課			
事務の名称	県民の求めに応じた情報提供事務			
事務の根拠法令等	情報公開条例、県民の求めに応じた情報提供に関する要綱(仮)			
事務の目的	情報公開請求されれば、明らかに全部公開となるような行政文書について閲覧又は写しの交付を県民が求めた場合に、情報公開請求制度によることなく情報提供することを可能とする具体的な手続を整備し、県民がより簡易かつ迅速に情報を入手できるようにする。			
対象となる個人の類型	提供の対象となる情報に含まれる個人			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	提供の対象となる情報に含まれている個人情報すべて			
利用・提供の相手方	情報提供を求めた者			
<p>利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の利便性を高めるためには、明らかに全部公開となるような行政文書について、閲覧又は写しの交付を求められた場合には、情報公開請求制度による対応ではなく、申出から提供までの手続を迅速に行うことができる当該情報提供制度による対応が不可欠である。その際に、情報公開請求されれば明らかに全部公開となる行政文書に記載されている個人情報を提供しないこととすると、当該情報提供制度の簡易・迅速な手続きの意味を低減することとなることから、当該個人情報を提供する必要がある。 ・ 情報公開条例5条1号ただし書に基づき、明らかに全部公開となるような個人情報は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なる側面の調整がすでになされたものといえる。それにも関わらず、情報公開請求されなければ公開しないとするならば、県民の利便性を損なうばかりか、かえって各所属で行う事務も煩雑となることから、当該個人情報を含めて情報提供することが合理的である。 				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない(新たな諮問案件)</p> <p>(しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該個人情報は、情報公開請求されれば、本人通知することなく(情報公開条例12条に基づく第三者照会が必要なものは提供の対象に含まれない。)、明らかに全部公開されるものであることから、本人に通知しても、本人に選択する余地はほとんどなく、かえって無用のわずらわしさを感じさせる場合もある。 ・ 当該情報提供制度はすべての行政文書が対象であり、個人情報によっては、その本人の所在が不明である等本人に通知することが困難な場合も考えられる。 ・ 情報公開条例5条1号ただし書に該当する個人情報が対象となることから、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なる側面における調整がすでになされているといえる。 				

神奈川県知事
松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項ただし書の規定に基づき、平成21年12月21日付け情公第27号をもって諮問のありました「県民の求めに応じた情報提供事務」に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、今回諮問された事項に該当する事案については、今後、類型として取り扱うので、本審議会へ個別に諮問を要するものではありません。

- 1 本類型による提供は、次のいずれかの行政文書に含まれる個人情報の提供に限ること。
 - (1) 過去に情報公開請求があり全部公開した行政文書で、現時点においても明らかに判断が変わらないもの。
 - (2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書。
 - (3) その他情報公開条例で規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書。
- 2 上記1への該当性については、慎重に判断し、その判断がつきがたいものについては、情報公開条例に基づく情報公開請求制度によること。
- 3 上記1(3)への該当性については、情報公開条例において個人情報原則非公開情報とされていることにかんがみ、情報提供制度によることができるかについて、より慎重に判断すること。
- 4 上記1(3)に該当するものとして、行政文書を加工し、その加工後の行政文書を本類型により提供しようとする場合にも、その内容等を十分に精査し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。

(6) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成21年神奈川県条例第89号)附則第10項の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	13
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	職員の任命・解雇等関係事務			
事務の根拠法令等	地方独立行政法人法、就業規則（仮）			
事務の目的	採用（競争試験・選考）、人事評価（勤務成績の評価）、昇任・降任、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員採用試験受験希望者の個人情報			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者への該当性の確認に必要な範囲の思想、信条） 2 宗教 （ ） 3 人種及び民族 （ ） 4 犯罪歴 （禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当性の確認に必要な範囲の犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （ ）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）</p> <p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の職員は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、その職員には、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。また、就業規則には、「禁錮以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、職員を採用するに当たっても、①「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」及び②「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」には該当しないことを確認する必要があるなど、一連の人事管理を行うに当たり、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>※地方公務員法第16条抜粋</p> <p>次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>			

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	14
所管室課所名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主管室課名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事務の名称	職員の任命・解雇等関係事務			
事務の根拠法令等	地方独立行政法人法、就業規則（仮）			
事務の目的	採用（競争試験・選考）、人事評価（勤務成績の評価）、昇任・降任、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員の個人情報			
取り扱う個人情報	<p>1 思想、信条 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条）</p> <p>2 宗教 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教）</p> <p>3 人種及び民族 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族）</p> <p>4 犯罪歴 ① 「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するのに必要な範囲の犯罪歴 ② その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴</p> <p>5 社会的差別の原因となる社会的身分 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分）</p>			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の職員は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。</p> <p>○ さらに、就業規則には、「禁固以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、就業規則に基づき解雇するに当たり、「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するなど、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>○ また、就業規則に基づき、解雇や懲戒処分などの一連の人事管理を行うに当たり、その職に必要な適格性や非違行為等を確認することが必要となるが、そのためには、本人、職員等、関係者などから当該職員の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合がある。</p> <p>○ これに伴い、当該職員の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	24
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	職員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用（競争試験・選考）、人事評価（勤務成績の評価）、昇任・降任、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	職員の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 職員の非違行為を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、職員に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、職員の正確な勤務環境等を把握するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

個人情報審議第325号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成21年神奈川県条例第89号）附則第10項の規定に基づき、平成22年3月19日付けをもって諮問のありました「職員の任命・解雇等関係事務」に係る個人情報の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(7) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成21年神奈川県条例第89号)附則第10項の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	15
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	非常勤職員等の任命・解雇等関係事務			
事務の根拠法令等	地方独立行政法人法、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則(仮)			
事務の目的	採用(選考)、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の採用希望者の個人情報			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 (日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者への該当性の確認に必要な範囲の思想、信条) 2 宗教 () 3 人種及び民族 () 4 犯罪歴 (禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当性の確認に必要な範囲の犯罪歴) 5 社会的差別の原因となる社会的身分 ()			
理由(思想、信条等を取り扱う必要性等)	<p>○ 神奈川県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)の契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員(以下「非常勤職員等」という。)は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、非常勤職員等には、県職員と同等の資格要件(地方公務員法第16条)が求められる。また、就業規則には、「禁錮以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、非常勤職員等を採用するに当たっても、①「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」及び②「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」には該当しないことを確認する必要があるなど、一連の人事管理を行うに当たり、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>※地方公務員法第16条抜粋</p> <p>次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>			

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	16
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院				
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課				
事 務 の 名 称	非常勤職員等の任命・解雇等関係事務				
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則(仮)				
事 務 の 目 的	採用(選考)、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う				
対象となる個人の類型	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の個人情報				
取り扱う個人情報	1 思想、信条 (その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条) 2 宗教 (その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教) 3 人種及び民族 (その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族) 4 犯罪歴 (① 「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するのに必要な範囲の犯罪歴 ② その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴) 5 社会的差別の原因となる社会的身分 (その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分)				
理由(思想、信条等を取り扱う必要性等)	<p>○ 神奈川県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)の契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員(以下「非常勤職員等」という。)は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、県職員と同等の資格要件(地方公務員法第16条)が求められる。</p> <p>○ さらに、就業規則には、「禁固以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、就業規則に基づき解雇するに当たり、「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するなど、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>○ また、就業規則に基づき、解雇や懲戒処分などの一連の人事管理を行うに当たり、その職に必要な適格性や非違行為等を確認することが必要となるが、そのためには、本人、職員等、関係者などから非常勤職員等の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合がある。</p> <p>○ これに伴い、非常勤職員等の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>				

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※ 案件番号	25
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	非常勤職員等の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用（選考）、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の非違行為を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	<p>本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の正確な勤務環境等を把握するため。</p>			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>（しない理由）</p> <p>収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）</p>			

個人情報審議第326号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の保有する個人情報の取扱いに関する
意見について（答申）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例
（平成21年神奈川県条例第89号）附則第10項の規定に基づき、平成22年3月19
日付けをもって諮問のありました「非常勤職員等の任命・解雇等関係事務」に係る個人情
報の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認
めましたので答申します。

(8) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成21年神奈川県条例第89号)附則第10項の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	17
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	任期付職員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、任期付職員に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用(選考)、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	任期付職員採用希望者の個人情報			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者への該当性の確認に必要な範囲の思想、信条） 2 宗教 （ ） 3 人種及び民族 （ ） 4 犯罪歴 （禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当性の確認に必要な範囲の犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （ ）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の任期付職員は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、任期付職員には、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。また、就業規則には、「禁錮以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、任期付職員を採用するに当たっても、①「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」及び②「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」には該当しないことを確認する必要があるなど、一連の人事管理を行うに当たり、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>※地方公務員法第16条抜粋 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>			

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	18
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	任期付職員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、任期付職員に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用(選考)、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	任期付職員の個人情報			
取り扱う個人情報	<p>1 思想、信条 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条）</p> <p>2 宗教 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教）</p> <p>3 人種及び民族 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族）</p> <p>4 犯罪歴 （① 「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するのに必要な範囲の犯罪歴 ② その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴）</p> <p>5 社会的差別の原因となる社会的身分 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分）</p>			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の任期付職員は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。</p> <p>○ さらに、就業規則には、「禁固以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、就業規則に基づき解雇するに当たり、「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するなど、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>○ また、就業規則に基づき、解雇や懲戒処分などの一連の人事管理を行うに当たり、その職に必要な適格性や非違行為等を確認することが必要となるが、そのためには、本人、職員等、関係者などから任期付職員の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合がある。</p> <p>○ これに伴い、任期付職員の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	26
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	任期付職員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、任期付職員に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用（選考）、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	任期付職員の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 任期付職員の非違行為を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、任期付職員に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	<p>本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、任期付職員の正確な勤務環境等を把握するため。</p>			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>（しない理由）</p> <p>収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）</p>			

個人情報審議第327号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の保有する個人情報の取扱いに関する
意見について（答申）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例
（平成21年神奈川県条例第89号）附則第10項の規定に基づき、平成22年3月19
日付けをもって諮問のありました「任期付職員の任命・解雇等関係事務」に係る個人情報
の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認め
ましたので答申します。

(9) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成21年神奈川県条例第89号)附則第10項の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	19
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	任期付研究員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、任期付研究員に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用(選考)、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	任期付研究員採用希望者の個人情報			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者への該当性の確認に必要な範囲の思想、信条） 2 宗教 （ ） 3 人種及び民族 （ ） 4 犯罪歴 （禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当性の確認に必要な範囲の犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （ ）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の任期付研究員は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、任期付研究員には、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。また、就業規則には、「禁錮以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。 ○ 以上から、任期付研究員を採用するに当たっても、①「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」及び②「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」には該当しないことを確認する必要があるなど、一連の人事管理を行うに当たり、当該個人情報を取り扱う必要がある。			
※地方公務員法第16条抜粋	次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	20
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	任期付研究員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、任期付研究員に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用(選考)、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	任期付研究員の個人情報			
取り扱う個人情報	<p>1 思想、信条 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条）</p> <p>2 宗教 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教）</p> <p>3 人種及び民族 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族）</p> <p>4 犯罪歴 （① 「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するのに必要な範囲の犯罪歴 ② その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴）</p> <p>5 社会的差別の原因となる社会的身分 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分）</p>			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の任期付研究員は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。</p> <p>○ さらに、就業規則には、「禁固以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、就業規則に基づき解雇するに当たり、「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するなど、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>○ また、就業規則に基づき、解雇や懲戒処分などの一連の人事管理を行うに当たり、その職に必要な適格性や非違行為等を確認することが必要となるが、そのためには、本人、職員等、関係者などから任期付研究員の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合がある。</p> <p>○ これに伴い、任期付研究員の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	27
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	任期付研究員の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、任期付研究員に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用（選考）、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	任期付研究員の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 任期付研究員の非違行為を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、任期付研究員に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、任期付研究員の正確な勤務環境等を把握するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

個人情報審議第328号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の保有する個人情報の取扱いに関する
意見について（答申）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例
（平成21年神奈川県条例第89号）附則第10項の規定に基づき、平成22年3月19
日付けをもって諮問のありました「任期付研究員の任命・解雇等関係事務」に係る個人情
報の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認
めましたので答申します。

(10) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成21年神奈川県条例第89号)附則第10項の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	21
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	再雇用職員等の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、再雇用職員等に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用(選考)、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の採用希望者の個人情報			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者への該当性の確認に必要な範囲の思想、信条） 2 宗教 （ ） 3 人種及び民族 （ ） 4 犯罪歴 （禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当性の確認に必要な範囲の犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （ ）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員（以下「再雇用職員等」という。）は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、再雇用職員等には、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。また、就業規則には、「禁錮以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、再雇用職員等を採用するに当たっても、①「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」及び②「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」には該当しないことを確認する必要があるなど、一連の人事管理を行うに当たり、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>※地方公務員法第16条抜粋 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>			

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	22
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	再雇用職員等の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、再雇用職員等に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用(選考)、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の個人情報			
取り扱う個人情報	<p>1 思想、信条 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条）</p> <p>2 宗教 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教）</p> <p>3 人種及び民族 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族）</p> <p>4 犯罪歴 （① 「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するのに必要な範囲の犯罪歴 ② その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴）</p> <p>5 社会的差別の原因となる社会的身分 （その職に必要な適格性や非違行為等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分）</p>			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員（以下「再雇用職員等」という。）は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負うことから、県職員と同等の資格要件（地方公務員法第16条）が求められる。</p> <p>○ さらに、就業規則には、「禁固以上の刑に処せられたとき」は解雇すると規定されている。</p> <p>○ 以上から、就業規則に基づき解雇するに当たり、「禁錮以上の刑に処せられたとき」への該当性を確認するなど、当該個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>○ また、就業規則に基づき、解雇や懲戒処分などの一連の人事管理を行うに当たり、その職に必要な適格性や非違行為等を確認することが必要となるが、そのためには、本人、職員等、関係者などから再雇用職員等の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合がある。</p> <p>○ これに伴い、再雇用職員等の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※ 案件番号	28
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局各課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	再雇用職員等の任命・解雇等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、再雇用職員等に関する就業規則（仮）			
事 務 の 目 的	採用（選考）、人事異動、退職・解雇、懲戒等の一連の人事管理を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	職員、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の非違行為を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、再雇用職員等に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の正確な勤務環境等を把握するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

個人情報審議第329号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の保有する個人情報の取扱いに関する
意見について（答申）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例
（平成21年神奈川県条例第89号）附則第10項の規定に基づき、平成22年3月19
日付けをもって諮問のありました「再雇用職員等の任命・解雇等関係事務」に係る個人情
報の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認
めましたので答申します。

(11) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成21年神奈川県条例第89号)附則第10項の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	23
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、役員規程（仮）			
事 務 の 目 的	理事長による任命・解任等に伴う一連の人事関係事務を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	役員（理事長・監事を除く）の個人情報			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条） 2 宗教 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教） 3 人種及び民族 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族） 4 犯罪歴 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の役員（理事長・監事を除く。以下同じ。）は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負う。</p> <p>○ この責務を達成するために、地方独立行政法人法及び役員規程に基づき、解任などの一連の人事関係事務を行うこととなるが、それに当たり、心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化の有無等を確認することが必要となる。</p> <p>○ そのためには、本人、職員等、関係者などから役員の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合があり、その際、役員の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※ 案件番号	29
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、役員規程（仮）			
事 務 の 目 的	理事長による任命・解任等に伴う一連の人事関係事務を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	役員（理事長・監事を除く）候補者の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	役員（理事長・監事を除く）の任命に必要な範囲の個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	他の実施機関、所属する団体、役員（理事長・監事を除く）に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	客観性を確保し、本人が候補者であることを知られることを防ぎ秘密を保持するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集の事実及び取扱目的を本人に通知することは本人が役員（理事長・監事を除く）の候補者であることを事前に明らかにすることとなり、秘密が保持されなくなることから、事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	30
所 管 室 課 所 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課、各県立病院			
主 管 室 課 名	神奈川県立病院機構本部事務局職員課			
事 務 の 名 称	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、役員規程（仮）			
事 務 の 目 的	理事長による任命・解任等に伴う一連の人事関係事務を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	役員（理事長・監事を除く）、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	役員（理事長・監事を除く）の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 役員（理事長・監事を除く）の職務上の義務違反等を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、役員（理事長・監事を除く）に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、役員（理事長・監事を除く）の正確な勤務環境等を把握するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

個人情報審議第330号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の保有する個人情報の取扱いに関する
意見について（答申）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例
（平成21年神奈川県条例第89号）附則第10項の規定に基づき、平成22年3月19
日付けをもって諮問のありました「役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務」
に係る個人情報の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適
当なものと認めましたので答申します。

(12) 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限及び条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚 秀人

病院事業管理者が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づく取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び同条例第8条の規定に基づく本人外収集について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第6条及び同条例第8条3項第7号の規定に基づき、別添事案に係る取扱制限事項に係る個人情報の取扱い及び本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	24
所 管 室 課 所 名	県立病院課				
主 管 室 課 名	県立病院課				
事 務 の 名 称	理事長・監事の任命・解任等関係事務				
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、役員規程（仮）				
事 務 の 目 的	知事による任命・解任等に伴う一連の人事関係事務を適正かつ円滑に行う				
対象となる個人の類型	理事長・監事の個人情報				
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる思想・信条） 2 宗教 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる宗教） 3 人種及び民族 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる人種及び民族） 4 犯罪歴 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （職務上の義務違反等を確認することに伴い、偶発的に取り扱うこととなる社会的差別の原因となる社会的身分）				
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>○ 神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の理事長及び監事（以下「理事長等」という。）は非公務員であるが、県立病院機構は県が設立・出資する団体であり、その運営する病院は、県民に対して引き続き安全・安心な医療サービスを提供する責務を負う。</p> <p>○ この責務を達成するために、地方独立行政法人法及び役員規程に基づき、解任などの一連の人事関係事務を行うこととなるが、それに当たり、心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化の有無等を確認することが必要となる。</p> <p>○ そのためには、本人、職員等、関係者などから理事長等の個人情報を収集し、取り扱わなければならない場合があり、その際、理事長等の思想・信条等を偶発的に取り扱うことが必要となる場合がある。</p>				

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	3 1
所 管 室 課 所 名	県立病院課			
主 管 室 課 名	県立病院課			
事 務 の 名 称	理事長・監事の任命・解任等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、役員規程（仮）			
事 務 の 目 的	知事による任命・解任等に伴う一連の人事関係事務を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	理事長候補者・監事候補者の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	理事長・監事の任命に必要な範囲の個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	他の実施機関、所属する団体、理事長・監事に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	客観性を確保し、本人が候補者であることを知られることを防ぎ秘密を保持するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集の事実及び取扱目的を本人に通知することは本人が理事長・監事の候補者であることを事前に明らかにすることとなり、秘密が保持されなくなることから、事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	3 2
所 管 室 課 所 名	県立病院課			
主 管 室 課 名	県立病院課			
事 務 の 名 称	理事長・監事の任命・解任等関係事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	地方独立行政法人法、役員規程（仮）			
事 務 の 目 的	知事による任命・解任等に伴う一連の人事関係事務を適正かつ円滑に行う			
対象となる個人の類型	理事長・監事、配偶者、子どもその他親族等の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	理事長・監事の勤務状況・勤務環境に影響を及ぼすと推定される範囲の個人情報 理事長・監事の職務上の義務違反等を正確に把握するために必要な個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	本人以外の職員等、他の実施機関、理事長又は監事に関する個人情報を保有する者			
理由（本人以外から収集する必要性等）	本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、理事長・監事の正確な勤務環境等を把握するため。			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 収集する個人情報は、勤務状況等に影響を及ぼすと推定されるものであるため、未成熟な情報や本人にとって不利益な情報の場合もあることから、本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にするため。（審議会意見類型1に該当）			

個情審議第331号
平成22年3月25日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀 人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

病院事業管理者の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条及び同条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成22年3月19日付けをもって諮問のありました「理事長・監事の任命・解任等関係事務」に係る個人情報の取扱いの制限及び本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(13) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限及び条例第9条の規定に基づく目的外利用の制限

情 公 第 3 2 号
平成22年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略並びに同条例第9条の規定に基づく目的外利用について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区 分	個別	※案件番号	58
所管室課所名	子ども家庭課			
主管室課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務			
事務の根拠法令等	・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(案) ・児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について(雇発第0509004号平成20年5月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)			
事務の目的	児童虐待やDVに関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待やDVを行う者に支給する子ども手当の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する子ども手当の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う子ども手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待やDVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される児童			
本人以外から収集する個人情報の項目名	・保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、子ども手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 ・子どもの氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称			
本人以外から収集する場合の収集先	関係市町村又は所属庁			
理由(本人以外から収集する必要性等)				
<p>○ 実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、関係市町村等が、適正・迅速に支給事由消滅の処理を行ったか確認するためには、関係市町村等から、支給事由消滅の処理を行った処理年月日等を本人外収集する必要がある。</p> <p>○ 児童を虐待している場合は、子ども手当の支給要件(平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(案)(以下「平成22年度子ども手当支給法案」という。)第4条第1項)である「子どもを監護し」に当たらないとされており、さらに「次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する」という平成22年度子ども手当支給法案の目的にも反することから、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。そこで、実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、関係市町村が、子ども手当を受給する保護者の所属庁(受給者が公務員の場合)を把握した場合は、新たにその所属庁に児童虐待の事実を通知することで、支給事由消滅の処理を行うことが可能となることから、その所属庁名を関係市町村から本人外収集する必要がある。</p>				
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由)				
<p>○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない(諮問対象)。</p> <p>○ 関係市町村が把握した所属庁名を本人外収集した事実については、その所属庁が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。</p>				

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区 分	個別	※案件番号	59
所管室課所名	子ども家庭課			
主管室課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務			
事務の根拠法令等	・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(案) ・児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について(雇児発第0509004号平成20年5月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)			
事務の目的	児童虐待やDVに関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待やDVを行う者に支給する子ども手当の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する子ども手当の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う子ども手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待やDVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	DVを行なう配偶者			
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名、生年月日、住所、配偶者からの暴力の事実等支給要件確認に必要な情報、子ども手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名			
本人以外から収集する場合の収集先	DV被害者から子ども手当の申請がなされた市町村又は所属庁 DVを行う配偶者が居住する市町村、又は配偶者が所属する所属庁 DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県			
理由(本人以外から収集する必要性等)	<p>○ 被害者に子ども手当を支給するには、同じ児童が同時に二人の養育者の支給対象児童にならないようにするために、その配偶者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。また、被害者が、その児童を専属的に監護し、かつその配偶者が生計同一要件を満たしていないと判断できる場合、又はその配偶者の監護が一切ない場合は、子ども手当支給要件(平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(案)(以下「平成22年度子ども手当支給法案」という。)第4条第1項)である「生計を同じくする」に当たらないとされており、さらに「次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する」という平成22年度子ども手当支給法案の目的にも反することからも、その配偶者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。そのためには、その配偶者の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ 暴力を行う配偶者が被害者の居住地情報等を把握する機会を減らすには、関係市町村等の間で直接情報提供・収集を行うのではなく、都道府県がその間に入り、情報提供・収集の仲介を行うことにより、その配偶者が居住する市町村等が、被害者の居住地の情報を把握することのないようにする必要がある。そのためには、その配偶者の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ 被害者とその配偶者が同じ都道府県に住んでいるとは限らない。そこで、適正・迅速に被害者に子ども手当を支給するには、本事務のような全国的に統一された事務処理の実施が必要であり、逆に、本事務を実施しないと、他の都道府県等が本事務を実施しても実効性がなく、さらに被害者の救済を困難にしまうおそれもある。</p>			
条例第8条第5項の規定による本人通知	<p><input type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>(しない理由)</p> <p>○ 支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知すると、DV被害者の居住地を推測されるおそれや支給事由消滅の処理を妨害するなど円滑な事務の実施を困難にするおそれがある(審議会意見類型2に該当)。また、関係市町村等が支給事由消滅の処理を行った際に、DV被害者の居住地を推測されるおそれがないなど、県から収集したという事実を本人に知らせることができる場合は、関係市町村等が本人に知らせることで、県が収集した事実も明らかとなり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。</p> <p>○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない(諮問対象)。</p>			

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	33
所管室課所名	各児童相談所			
主管室課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務			
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（案） 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（雇児発第0509004号平成20年5月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 			
事務の目的	児童虐待やDVに関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待やDVを行う者に支給する子ども手当の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する子ども手当の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う子ども手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待やDVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される児童			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、子ども手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 子どもの氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称 			
利用・提供の相手方	子ども家庭課			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）				
<p>○ 児童を虐待している場合は、子ども手当支給要件（平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（案）（以下「平成22年度子ども手当支給法案」という。）第4条第1項）である「子どもを監護し」に当たらないとされており、さらに「次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する」という平成22年度子ども手当支給法案の目的にも反することから、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。そのためには、家庭裁判所による里親委託又は児童養護施設等への入所の承認や親権喪失宣告がなされた事実等児童虐待が認められる客観的事実を的確・迅速に把握する必要がある。しかし、児童相談所がそれらの情報を取り扱う目的は、「要保護児童の適切な保護を図るため」であり、子ども手当支給事務に利用・提供することは目的外の利用・提供となる。そこで、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等に提供できるよう、子ども家庭課がその保護者の個人情報を児童相談所から取得（目的外利用）することが必要である。</p> <p>○ 児童虐待に関する情報を、必要な範囲で的確・迅速に取得・提供するためには、各児童相談所が個別に対応するのではなく、児童相談所に関する事務を所管し、かつ平成22年度子ども手当支給法案の施行に関する事務も所管する子ども家庭課が、児童相談所と市町村との間に入り、情報収集（目的外利用）・提供の仲介を行なうのが合理的である。</p>				
条例第9条第2項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由） <p>○ 関係市町村等が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県が児童虐待等に関する情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない（審議会意見類型4に該当）。</p>				

平成22年3月25日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成22年3月19日付け情公第32号をもって諮問のありました「児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(14) 条例第48条の事業者の業務登録及び第51条の登録事項の変更の申請

情 公 第 5 号
平成21年4月27日

神奈川県個人情報保護審議会会長
兼 子 仁 様

神 奈 川 県 知 事
松 沢 成 文

個人情報取扱業務の登録等について (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第48条第3項及び第51条第2項の規定に基づき、別紙案件表に係る個人情報取扱業務の登録及び登録変更について御審議していただきたく諮問します。

個情審議第298号
平成21年5月25日

神奈川県知事
松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

個人情報取扱業務の登録等について (答申)

平成21年4月27日付け情公第5号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。

当答申で登録及び登録変更について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録及び登録変更を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」を周知するなど登録の推進に努力することを希望します。

- ※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。
- ※ 上記とほぼ同様の諮問及び答申が、21年度中、上記以外に5回行なわれています。

(15) 住民基本台帳法第30条の9の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項

市町第248号
平成21年6月24日

神奈川県個人情報保護審議会会長
兼 子 仁 様

神奈川県知事
松 沢 成 文

本人確認情報利用・提供条例に規定する事務について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、本人確認情報利用・提供条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

※ 別添は、本人確認情報利用・提供条例に規定する事務について記載したのですが、省略します。

個情審議第304号
平成21年7月9日

神奈川県知事
松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

本人確認情報利用・提供条例に規定する事務に関する意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、平成21年6月24日付け市町第248号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

なお、本人確認情報の利用及び提供に当たっては、個人情報の保護に万全を期するよう要望します。

(16) 個人情報保護制度の見直しについて（答申）の概要

条例の適時性を確保するため、平成21年5月に条例の見直しについて知事が諮問したことを受け、神奈川県個人情報保護審議会が審議検討し、平成22年1月に知事に答申しました。その概要は次のとおりです。

○ 委託等実施機関以外の者が実施機関の事務事業を実施することに伴う諸問題

①再委託等の相手方の従事者に条例上の義務を課し、罰則の対象とすること

個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託に係る受託者に対する条例上の義務を、再委託等を受けた者にも同様に課す規定を設け、これにより、再委託等に係る業務に従事している者についても、受託業務従事者と同様の義務を課し、義務違反については罰則の対象とすることが適当である。

②受託者が使用する派遣労働者に条例上の義務を課し、罰則の対象とすること

受託者が使用する派遣労働者については、条例15条で定める「受託に係る業務に従事している者」に含まれると解することを明確にすることにより、条例上の義務が課されており、義務違反については罰則の対象となることを明らかにすることが適当である。

③実施機関が使用する派遣労働者に条例上の義務を課し、罰則の対象とすること

実施機関が使用する派遣労働者については、職員等とほぼ同様に個人情報を取り扱っていることにかんがみ、新たに条例上の義務を課し、義務違反については罰則の対象とすることが適当である。

○ 保有個人情報の創設

実施機関が保有している個人情報であって、行政文書に記録されたものを保有個人情報と定義し、実施機関が取り扱う個人情報の対象範囲を明確化することが適当である。

○ 法令等の解釈の変更

実施機関の取扱いの例外となる「法令等の規定」の解釈として、法令等の趣旨を具体化した規則がある場合は、その規則の内容も「法令等の規定」を具体的に解釈するものとして取り扱うことについては、引き続き、検討することが適当である。

○ オンライン結合による提供の制限に係る適用除外事項等

オンライン結合による個人情報の提供については事前に審議会に意見を聴く必要があるが、明らかに公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないものについては、条例上、限定的にあらかじめ適用除外事項とすることが適当である。

○ 業務登録制度における「個人情報保護のための措置」の位置付け

個人情報取扱業務登録の登録事項のうち、「個人情報の保護のための措置の概要」について、条例で直接規定する登録事項とし、その内容に変更があった場合も、変更届出事項ではなく、変更申請事項とすべきかどうかについては、業務登録制度について、そのあり方の抜本的検討を行った上で検討すべきである。